

平成16年7月13日  
薬食発第0713008号

日本赤十字社社長 殿

厚生労働省医薬食品局長

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間の変更について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策については、これまで「輸入感染症対策に係る問診の強化について」(平成15年2月21日付け医薬発第0221008号貴職あて厚生労働省医薬局長通知。以下、「第0221008号通知」という。)において、献血時の問診に当たっては、日本国外から帰国後3週間以内の者からの献血を見合わせるよう対応方お願いしてきたところである。

今般、国立感染症研究所から、ウエストナイルウイルス対策について、従来考えられていたウイルス血症期間がさらに長くなる可能性があることから、念のため、北米から帰国後4週間は献血を禁止することが望ましいとの提案があった。このため、本提案を参考に、平成16年7月7日(水)に開催された平成16年度第1回薬事・食品衛生審議会血液事業部会においてウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間を、下記のとおり変更することが了承された。

今後、献血時の問診に当たっては、下記の対象者に該当する方からの献血を見合わせるよう対応方お願いする。また、これまで献血に御協力いただいた方々に対し、今回の措置の趣旨について十分理解を得られるよう配慮されたい。

今回の措置を速やかに実施できるよう準備を進められ、遅くとも平成16年8月1日より実施できるよう、貴管下各血液センターへの周知につき特段の御配慮をお願いする。

なお、第0221008号通知については、本通知をもって廃止する。

記

ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間についての取扱いは次のとおりとする。

1. ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間を4週間とする。
2. ウエストナイルウイルスの流行が北米以外の地域にも広がりつつあることにかんがみ、上記1の対象者は海外からのすべての帰国者とする。

事務連絡  
平成 16 年 7 月 14 日

日本赤十字社事業局 御中

薬事・食品衛生審議会血液事業部会事務局  
厚生労働省医薬食品局血液対策課

平成 16 年度第 3 回血液事業部会運営委員会（平成 16 年 7 月 2 日開催）及び平成 16 年度第 1 回血液事業部会（平成 16 年 7 月 7 日開催）における審議事項について（依頼）

血液事業の推進に御努力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般開催されました標記会合におきましては、輸血用血液製剤による感染が疑われた場合の対応等について、御審議いただいたところです。については、当日の議論の内容を踏まえ、下記 1 及び 2 について資料を作成し、平成 16 年 7 月 21 日（水）までに当事務局あて提出いただきますようお願いします。また、下記 3 についても同日までに御回答ください。

なお、資料の作成に当たっては、供血者、患者及び医療機関の名称並びにこれらの所在地若しくはこれらの事項が特定できる情報を記載しないよう、個人情報及び法人情報の保護に特段の御配慮をお願いします。

#### 記

1. 輸血用血液製剤による感染が疑われた場合に、供血者に対して事後検査の協力を求めることがありうる旨等を記載した問診票の改訂案、及び実際に献血会場等で当該問診票を使用するために必要な準備期間
2. 全国の輸血用血液製剤の供給状況について、次の事項を都道府県ごとに整理した表
  - ① 供給形態（供給施設名称、担当職員数、血液製剤搬送用車両台数、緊急供給用車両台数（再掲））
  - ② 供給体制（緊急時の車両の確保の方法、供給の指示の体制、夜間・休日の供給体制、遠隔地への供給体制、医療機関に到着するまでの平均所要時間及び最長所要時間）
  - ③ 血液製剤緊急供給時の遅配件数（医療機関からの苦情件数その他についての過去 5 年間の各年度ごとの状況）
  - ④ 当該供給施設における緊急対応のためのマニュアル等の内規の存否、当該内規の遵守状況
  - ⑤ 遅配があった場合、改善案
3. ウエストナイルウイルス等の輸入感染症対策に係る採血禁止期間の変更（3 週間→4 週間）について、貴社として必要な準備が完了する期日

## 安全対策業務の流れ

獨法

# 本省

